

## 第3章 計画の構成と体系

---



# 1. まえばしの男女共同参画社会を実現するために

本市では、これまで第4次にわたる男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現のため推進施策に取り組んできました。

本計画でも、これまでの取組を引き継ぐとともに、社会情勢の変化や市民ニーズを捉えた新たな課題に対応することで、「市民一人ひとりが、お互いを大切にし、性別にかかわらず、個性を輝かせて生き生きと暮らすことができる社会の実現」を目指し、平成15年3月に制定した「まえばし男女共同参画推進条例」に示す6つの基本理念に基づいて、男女共同参画を推進していきます。

## 目標

### まえばしの男女共同参画社会の実現

～ 市民一人ひとりが お互いを大切にし 性別にかかわらず  
個性を輝かせて 生き生きと暮らすことができる社会の実現 ～

#### 基本理念

##### 1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別をなくし、男女がともに、個人として能力を発揮できる機会を確保することが必要です。

##### 2 家庭生活とその他の活動への参画と両立

男女が相互に協力し、社会の支援を受けながら、育児・介護などの家庭生活における活動と仕事や地域活動等が両立できるようにすることが必要です。

##### 3 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で、政策や方針の立案からその決定までのすべての意志決定の場に参画できるようにすることが必要です。

##### 4 男女共同参画の視点からの制度・慣行の配慮

「女だから」「男だから」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、社会における自由な活動の選択が阻害されないよう、社会の制度や慣行のあり方について配慮が必要です。

##### 5 市と市民と事業者の協働による推進

男女共同参画の推進は、市と市民と事業者が相互に協力し、主体的に取り組むようにすることが必要です。

##### 6 国際社会の取組との協調

男女共同参画は、国際社会における男女共同参画の取組と協調して行われることが必要です。

## 2. 基本方針

まえばし男女共同参画推進条例の前文で定める本市の男女共同参画社会を実現するため、前計画の施策を評価した上で重点化を図り、次の基本方針を設定します。

### 基本方針Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

あらゆる分野での女性の積極的な参画拡大に向け、政策・方針決定の場への女性参画や職場における男女共同参画を推進し、性別にかかわらず個人の能力を十分に発揮して活躍できる環境づくりと意識啓発に取り組みます。

- 女性リーダーの人材育成に関するセミナー開催や情報提供を行い、政策や方針決定の場への女性の参画を推進していきます。また、庁内においても女性職員の管理職への登用を進めます。
- 職場において、性別にかかわらず、能力に応じた機会や待遇が確保され、その能力が十分に発揮できる雇用環境が整備されるよう働きかけを行います。

### 基本方針Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

暴力の根絶、人権及び多様性を尊重する環境づくり、生涯にわたる健康づくりへの支援、防災分野での男女共同参画など、安全・安心な暮らしの実現に向けた諸課題の解決に取り組みます。

- 配偶者等からの暴力防止や被害者支援に向けた体制整備を計画的に行っていきます。また、女性等に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取り組みます。
- 人権及び性の多様性を尊重し、認め合う社会づくりに努めます。また、国際理解を深め、在住外国人への支援等により多文化共生を進めます。
- 生涯を通じて、女性の年代に応じた心と体の健康を支援するとともに、性差を踏まえた心身の健康維持の支援や生活習慣病予防を進めます。
- 防災・災害分野に男女共同参画の視点を取り入れます。

### 基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

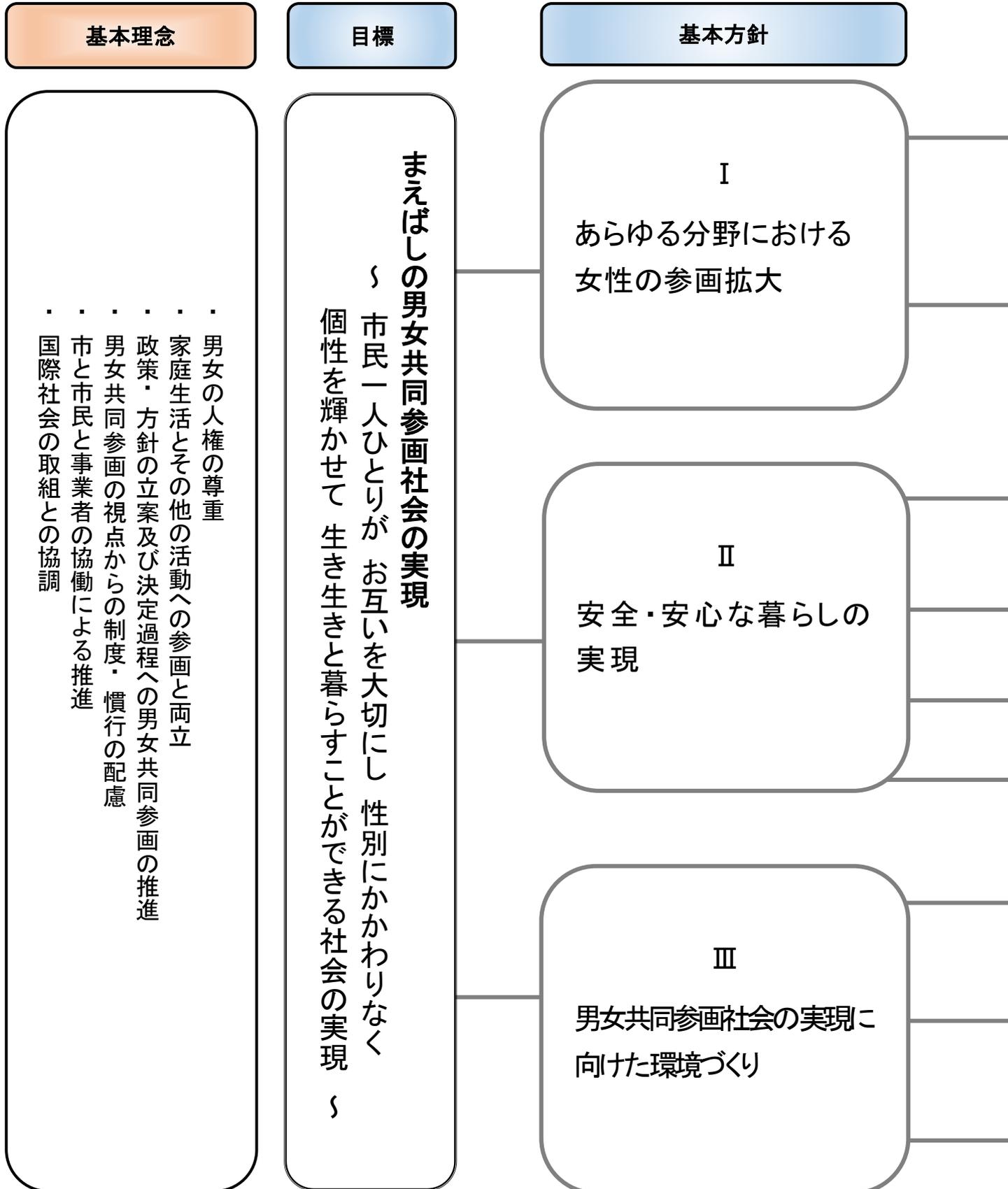
固定的な性別役割分担意識の解消に向け、積極的な情報発信や啓発活動を行うとともに、学校・地域における男女共同参画に関する教育・学習の充実等に取り組みます。

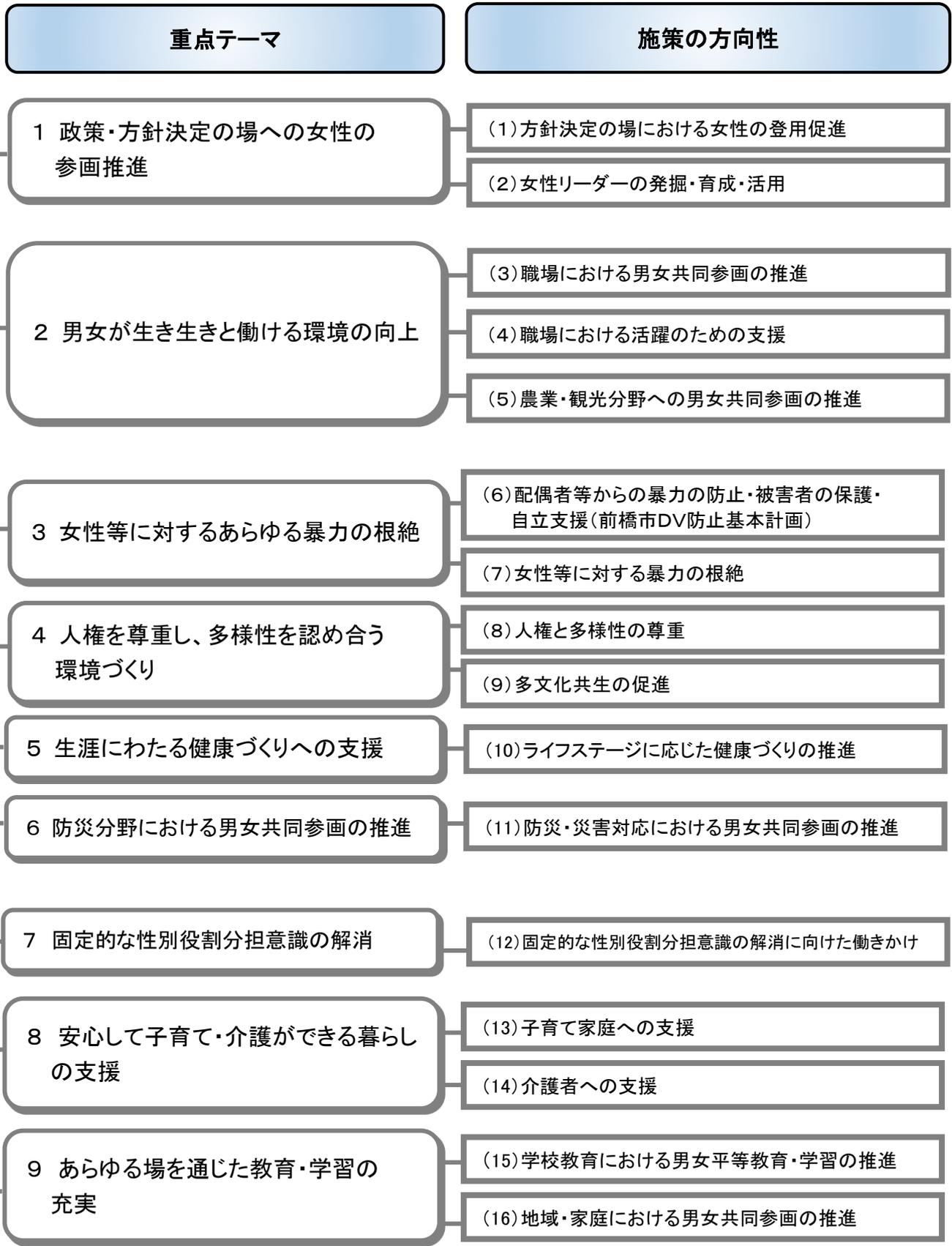
市民意識調査でニーズの高かった子育て支援については、安心して子育てができる環境づくりに努め、高齢者福祉・障害者福祉サービスの充実等についても社会全体で支え合える施策を推進します。

- 情報提供やセミナー開催などにより広く周知啓発を行い、根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消を目指します。
- 男女が協力し合い、安心して子育てができるよう、子育て支援施策を充実します。  
また、介護についても、家族、地域、社会で支え合う意識と環境づくりを進めます。
- 家庭、学校、地域などでの教育・学習を通して男女共同参画についての理解を深め、男女がともに学習や能力開発に取り組めるよう支援します。

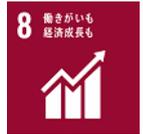
### 3. 施策の体系

本計画の目標を実現するため、施策を次のように体系化します。





## 重点テーマとSDGsの対応

目標	基本方針	重点テーマ	SDGs	
まえばしの男女共同参画社会の実現 ～市民一人ひとりがお互いを大切にし性別にかかわらず個性を輝かせて生き生きと暮らすことができる社会の実現～	I あらゆる分野における女性の参画拡大	1 政策・方針決定の場への女性の参画推進	 	
		2 男女が生き生きと働ける環境の向上	 	
	II 安全・安心な暮らしの実現	3 女性等に対するあらゆる暴力の根絶		  
		4 人権を尊重し、多様性を認め合う環境づくり		 
		5 生涯にわたる健康づくりへの支援		 
		6 防災分野における男女共同参画の推進		 
	III 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	7 固定的な性別役割分担意識の解消	 	
		8 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援	 	
		9 あらゆる場を通じた教育・学習の充実	 	